

令和3年6月14日

鳩山町太陽光発電施設説明会等実施報告書

鳩山町長 宛て

報告者 住所 埼玉県川越市氷川町30番地1
アースシグナル株式会社
氏名 代表取締役 笠原 喜雄
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号 049-299-7295)

鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 発電施設の名称	① 第三発電所 ②
2 設置場所	鳩山町 ①高野倉千代田168番2 ②高野倉千代田192番
3 実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ホスティングにて対応)
4 実施日時	令和3年 2月13日(土) 9時 ~ 12時
5 実施場所	高野倉地区各お宅へホスティングにて周知
6 説明者	住所 埼玉県川越市氷川町30番地1 氏名 アースシグナル株式会社 担当: 電話 049-299-7295
7 説明会参加者	説明対象者(高野倉地区住民) 参加者人数(13名)
8 協議相手方名	令和2年度区長 令和3年度区長 その他近隣住民様
9 要望・意見等の内容及びその対応等	別紙にて意見及び対応を記載。意見募集期間令和3年2月13日~3月15日まで。

添付書類

説明概要、説明会等において配付又は使用した資料、隣接住民等からの意見とその対応策についてまとめた書類等を添付してください。

鳩山町高野倉 168-2、192 発電所に関する質疑

アースシグナル株式会社
埼玉県川越市氷川町 30 番地 1
代表取締役 笠原 喜雄
担当：[REDACTED]

今般、鳩山町高野倉 168-2 番、192 地区発電所設置計画に関して、高野倉地域にお住いの近隣住民の方の対応をいたしましたので、ご報告いたします。

令和 3 年 2 月 13 日午前

令和 2 年度高野倉区長の [REDACTED] 様宅を往訪。

図面を確認していただき施工の計画、工事内容についてご説明する。

感染症対策の為、住民説明会は実施せず、資料の投函にて対応する旨をご了承いただく。

令和 3 年 2 月 14 日終日

高野倉地区の近隣宅にポスト投函にて、営農型太陽光発電設備設置のお知らせを投函。

令和 3 年 2 月 16 日午後

高野倉地区にお住いで [REDACTED] さんから景観についてのご連絡を頂き、設計等についてお話をしたいとのご要望があった。

令和 3 年 3 月 1 日午後

[REDACTED] さんに往訪し、一時間ほど設計についての打ち合わせを開催。

要望としては下記の二点が上がった。

○発電所はなるべく南東側に設置してほしい。

○ [REDACTED] に植栽をしてほしい。

令和 3 年 3 月 20 日夕方

事業者である [REDACTED] 様とお話をし、設計についての要望に対し「 [REDACTED] 発電所が見えないようにしてほしいのであれば、北東側に寄せて設置してはどうか」とご意見を頂く。

令和 3 年 4 月 1 日昼

事業者様からご提案を頂いた内容をもとに、 [REDACTED] さんに往訪し、再度北東側に設置してはどうかと提案する。

その際、[redacted]さんの要望としては「やはり南東に寄せて設置してほしいので設
再度南東で設計してほしい」と意見を頂く。

令和3年4月5日夕方

[redacted]さんから、「近所で他にも景観が気になっている方がいる」とご連絡を頂
く。

太陽光予定地(高野倉 168-2)の向かい側に住まわれている [redacted] から太
陽光が建つと聞いて景観が気になるので、近隣に相談したと電話口でご意見を頂く。(意見
募集期間終了後)

令和3年4月22日午後

景観についてご意見を頂いた [redacted] のご自宅へ資料を持ってご説明に伺う。(配置図、案内
図)

[redacted]からは「景観を妨げるようであれば、近隣の迷惑になる。自宅からの景観も悪くな
るので、できれば設置してほしくない」とのご意見を頂く。

令和3年5月5日夕方

[redacted]と設計についてお話し、現地にて設置位置を確認。
要望があった通り南東側に設置する計画に変更する。

令和3年5月17日

区長の [redacted] 宅を往訪し、説明に伺う。

近隣の要望を聞いて施工してほしい旨を伝えられる。

近隣の要望があり、設計を変更し対応した旨を報告する。

何か意見があれば連絡をもらう約束、工事前に近隣挨拶に回る旨を伝える。

令和3年6月5日

[redacted]宅を再度訪問。ご説明に伺う。

[redacted]からは「今とは景観が変わるという懸念はあるが、個人の土地に個人が発電所を作
る場合、他人である自分たちは口出しできないと思う。極力迷惑をかけずに施工してくれ
れば、今後個人の所有物に対して意見をするつもりはない。」とのご意見を頂く。

今後の工事日程や工事の内容が確定次第再度訪問する旨をお伝えし、意見があれば弊社ま
でご連絡を頂くお約束をする。

以上にて対応を完了しております。